

第 3 章

分野別人権施策の推進

第3章 分野別人権施策の推進

1 女性の人権について

【現状と課題】

男女平等や女性の地位向上のために、男女共同参画社会基本法などの法律が整備されています。男女共同参画社会は、性別にかかわらず、職場、家庭、地域などの社会のあらゆる分野で、男性も女性も一人の人間として能力を発揮できる社会であり、男女共同参画社会の実現には、固定的な役割分担意識などにとらわれず、男女がさまざまな活動ができる社会をつくることです。しかしながら、さまざまな分野において女性が十分に活躍できる環境が整っているとはいえない状況にあります。また、「男は仕事、女は家庭」といった男女の役割を固定的にとらえる意識が社会に根強く残っており、このことが家庭や職場において、さまざまな男女差別を生む原因の一つとなっています。

この意識は、「女性の人権で尊重されていないと思うこと」の市民意識調査の回答で、「女性の仕事や役割を固定化させること」が28.2%で最も高くなっていることから、多くの人が性による役割を感じていると考えられます。見方を変えると、家庭において、男性も家事や育児に対し積極的に参加することを望む意見が含まれているものと考えられます。

また、「家庭内での夫から妻への暴言・暴力」については、27.1%であり比較的高いといえます。家庭内のことは、外部から見えにくいものですが、調査結果からはその存在が見てとれます。さらに、職場でのセクシャル・ハラスメントなども社会的な問題となっていますが、市民意識調査の「女性の人権で尊重されていないと思うこと」では、20代の40.4%が「職場などにおけるセクシャル・ハラスメント」と回答しており高い数値となっています。また、実際に受けたことのある人権侵害では、20代の11.8%が「セクシャル・ハラスメント」と回答しています。このことから、若い年代では不安に思っている人が多いといえます。

2012年（平成24年）に村上市では、「第1次村上市男女共同参画計画」が策定されました。この計画により、男女が対等なパートナーとしてお互いに認め合いながら、あらゆる分野に参画するとともに、その個性と能力を十分に発揮できる社会を目指し、課題

の解決に取り組むこととしています。

【施策の推進】

- ① 家庭や職場において、女性に対する偏見等による固定的な役割分担意識を払拭することを旨として啓発活動を行います。
- ② 男女の性にとらわれず、その個性と能力を十分に発揮できる社会づくりを推進するため、講演会や学習会を開催します。
- ③ 夫又はパートナーからの暴言や暴力、セクシャル・ハラスメントやストーカー行為など、女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けた啓発に努め、被害者に対しては関係機関と連携して適切な支援に努めます。
- ④ 女性からの相談に対し、助言や情報提供などを行い、必要に応じて関係機関と連携を図りながら相談体制の充実に努めます。

2 子どもの人権について

【現状と課題】

子どもたちや家庭を取り巻く環境は、急速な少子化や核家族化の進行、インターネットの普及などにより、複雑・多様化する中で、いじめ、体罰、虐待、ネグレクト（養育を放棄すること）などの人権侵害が深刻な社会問題になっています。

「いじめ」は、いじめられる子どもにとっては深刻な問題であり、不登校になったり、それが原因で自殺や殺傷事件などに至る場合もあります。いじめを周りで面白がってみたり、ネット掲示板等を用いて遊び感覚で行っている場合もあります。また、「見て見ぬふりをする」子どもたち（傍観者）も、結果としていじめに加わっていることになります。

市民意識調査の結果においても、「子どもの人権で尊重されていないと思うこと」については、いじめと虐待に対する回答が多くありました。特に、いじめでは「いじめをしている人やいじめられている人を見て見ぬふりをする」が42.1%と2番目に数値が高くなったことは、「いじめを見て見ぬふりをする」も「人権を尊重していないということ」と理解されてきていることが表れています。

しかし、分かっているにもかかわらず、見て見ぬふりで終わらせないで行動を起こせるかというところなのではないでしょうか。行動に移せるような環境づくり、啓発が必要となります。

いじめの問題は、「いじめる方が100%悪い」という認識を持たないと解決しない問題です。「いじめられる児童生徒が悪い」と考える人は少ないのですが、「いじめられる側にも原因がある」という考えは多く、40%を超えています。いじめに関する意識改革を図るとともに、受け身ではなく、いじめの兆候はないかなど、子どもの変化に気づき声をかけるなどの積極的な行動が求められます。

また、子どもにとって体罰や虐待は、その場のつらさだけに終わらず、その子の将来にわたり心を深く傷つけ、心身の成長と人格の形成等に深刻な影響を与える重大な人権侵害行為です。「しつけ」等を理由に子どもに暴力をふるう行為や、最近では乳幼児や児童を親族が虐待し、中には死に至らせるという痛ましい事件も発生しています。「大声や脅し」などで恐怖に陥れる、「兄弟姉妹間で著しい差別をする、自尊心を傷つける言葉を繰り返し使って傷つける」などの心理的虐待、「子どもへの性的な行為の強要・教唆」などの性的虐待、「子どもを家や車の中に放置する、食事を与えない、衣服を着替えさせない、無視する」などのネグレクト等もあります。子どもはいじめや体罰、虐待などあらゆる暴力から守られなければなりません。そのためには、予防や早期発見による速やかな対応の必要があります。

さらに、「子どもの人権を守るために必要なこと」に対する市民意識調査の結果では、「家庭内の人間関係の安定」とする回答が、59.5%で高い比率となりました。また、年代別では「指導者や教師の人間性及び資質の向上」が30代～50代で高くなっています。この年代は子どもを持つ親であり、この回答からは、家庭も適切な保護や支援を行うので、教職員にもいじめ等の早期発見、早期対応や相談体制の充実などの支援を期待していることが表れています。また、虐待等を未然に防止するには、子育ての不安等に苦しむ親に対し、地域全体で子育てを応援していくことが大切です。

【施策の推進】

- ① 体罰や虐待・ネグレクトについては、発生予防、早期発見・早期対応、再発防止に向けての取組が重要であり、家庭児童相談室や村上市要保護児童対策地域協議会の機能の充実を図り、啓発活動の推進や関係機関との連携強化などにより適切な対応を図ります。
- ② 親に対する学習の機会や情報の提供、子育てに関する相談体制の整備など家庭教育

を支援する取組の充実に努めます。

- ③ 子どもたちが豊かな人間性を身に付け健やかに育つために、子育て支援センターをはじめとする各種事業の充実により、子育てに関する情報の共有化を図り、家庭保育における不安の解消に努めます。
- ④ いじめや不登校などの相談体制の充実を図り、早期対応による問題の早期解決に向けた取組を推進するとともに、児童生徒に対しては、いじめは許されないという指導を徹底します。
- ⑤ インターネット上のトラブル、犯罪に巻き込まれないよう情報教育の充実を図るとともに、複雑化、広域化する生徒指導上の諸問題や問題を抱える児童生徒に適切に対応、支援していくことができるように、専門的知識を有する指導員の積極的な活用と教育支援センターの機能充実に努めます。

3 高齢者の人権について

【現状と課題】

平均寿命の大幅な伸びや少子化などを背景として、人口の高齢化が急速に進展しています。このため、一人暮らしや高齢者のみの世帯が多くなり、日常の生活や健康の保持、介護、地域での交流や生きがいなど、高齢者は多くの不安を抱えています。

市民意識調査の結果からは、高齢者の人権について、若い年代と70代以上の高齢者では、意識に違いがありました。その違いが特に表れたのは、「介護制度の不備」についてです。若い年代では上位に入っていましたが、70代以上の高齢者では比較的低い状況です。若い年代では、将来の介護制度に不安を持っているとも考えられます。70代以上の人は、「緊急通報体制など、高齢者の見守り体制の強化」を求める数値が比較的高いことから、現在の日常生活に不安を感じています。高齢者の一人暮らしや高齢者のみの世帯が増加していることにより、この数値が高くなったものと考えられます。

高齢者の人権を守るために必要と思うことについて、地区別に比較を行なった結果、調査時点における高齢化率で約40%と最も高かった地区においては、「一人暮らしの高齢者に生活必需情報が十分に伝わらない」が一番高い数値となっています。また、各地区においては、高齢者を狙った詐欺が多発していることもあり、「悪質商法による高齢者の被害」に対する回答も比較的多くありました。全体としては、「生きがい対策の整備

充実」が32.7%、次いで「高齢者の社会参画・就業機会の拡大」が25.0%となっています。

高齢化が進む社会の中で、高齢者が社会の一員として、生きがいを持ち、健康でいきいきと暮らせる地域社会の実現を目指した取組を進める必要があります。また、判断能力が不十分な高齢者の財産管理の問題や虐待などによる人権侵害、寝たきりや認知症の問題などの課題解決に努めなければなりません。

【施策の推進】

- ① 高齢者の人権について、理解と認識を深める啓発活動とともに、高齢者に対する差別や虐待の早期発見と予防体制の充実のため、民生委員・児童委員、介護事業者や市民との連携をはかり高齢者の生命と安全を守ることに努めます。
- ② 関係機関と連携し、悪質商法や詐欺被害などの問題への対処、判断能力が不十分なため財産管理などの日常生活に支障のある高齢者に対する権利擁護事業や成年後見制度の適切な利用と指導により、安心して暮らせる地域社会の実現を目指します。
- ③ 高齢者が自らの健康に関心を持ち、健康づくりや介護予防などの取組に進んで参加できるように、高齢者のニーズに応じた健康増進・介護予防のサービスの基盤整備を促進します。
- ④ 高齢者がこれまで培ってきた知識や経験を活かしながら、自己実現や社会貢献ができるよう学習活動や社会参加の機会を充実していきます。
- ⑤ 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域の支えあいや身近な地域で提供する福祉サービスの充実を目指します。

4 障がいのある人の人権について

【現状と課題】

障がいのある人もない人も、すべての人にとって住みよい平等な社会づくりを進めていくためには、国や県、市町村が障がいのある人に対する各種施策を実施してだけでなく、社会のすべての人が障がいのある人に対して十分に理解し、配慮していくことが必要です。

「障がいのある人を取り巻く環境の中で、人権が尊重されていないと思うこと」の市民意識調査の結果においては、「働ける場所や機会が少なく、また不利益なことが多い」が最も多く59.2%となりました。このことは、障がいのある人も仕事に就き、自立した生活を送れるような支援が不足していると感じている人が多いことによるものと考えられます。

2013年（平成25年）には、障害者雇用促進法が改正され、法定雇用率が、国・地方公共団体等は2.1%から2.3%へ、都道府県等の教育委員会は2.0%から2.2%へ、民間企業は1.8%から2.0%へ引き上げられ、2018年（平成30年）からは精神障がい者も雇用義務の対象とされました。また、障がい者に対する差別の禁止や合理的配慮などを求めた「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下「障害者差別解消法」という。）が成立（施行は一部の附則を除き平成28年4月1日）したことによって、「不当な差別的扱い」と「合理的配慮の不提供」の二つが禁止されることになりました。

「障がいのある人の人権を守るために必要なこと」の市民意識調査の結果では、40代・50代の「福祉施設の充実」が特に高く、40%を超えています。その理由を推察すると、この年代の人たちは、自分の親に介護が必要となった場合のことを考え福祉・介護などの施設を充実してほしいと考えたのではないかと考えられます。

「バリアフリー化の促進」についても、割合が高いことから、障がいのある人の日常生活の中では、バリアフリーでない部分も多いということだと思います。私たちの身近なところにある建物、道路、バスや電車など、いたるところにある段差や階段などの改善及び優先座席や公共的施設等に設置された障がい者等の駐車スペースの適正な利用など、その自立と社会参加が阻まれることのないようにしなければなりません。

また、判断能力が不十分な知的障がいや精神障がいのある人を保護し、支援するという課題解決の一つとして、成年後見制度の活用などの周知に努める必要もあります。

障がいを持っているということのために偏見や差別を受けたり、活動が制限されたり、社会への参加がしにくくならないように努めることが必要と考えます。

【施策の推進】

- ① 関連する医療・保健・福祉・労働機関等との連携を行い、各障がい特性に応じた総合的な障がい者福祉サービスを提供します。
- ② 障がいのある人の社会参加を促進することで、自立し地域の中で生きがいをもって暮らせるよう、相談支援体制の充実とともに情報提供・不安解消に努めます。

- ③ 障害者差別解消法により、障がい者を理由にした差別的取扱いや権利侵害をしてはいけないこと、社会的障壁を取り除くための合理的な配慮をしなければならないことなどの周知に努めます。
- ④ 村上・岩船地域自立支援協議会において、障がいのある人の雇用につながるよう取り組むとともに、公共職業安定所と協力し雇用促進に努めます。
- ⑤ 障がい及び障がいのある人に対する正しい知識の普及・啓発を進め、誤解や偏見から生じる人権侵害の防止とノーマライゼーションの理念の定着に努めます。
- ⑥ 関係機関と連携し、知的障がいや精神障がいのある人の財産管理などを保護・支援する成年後見制度について、周知や指導に努めます。

5 部落差別問題（同和問題）について

【現状と課題】

部落差別問題の解消は、人間が人間として尊重され、平等で幸せに暮らすことのできる社会の実現であり、私たち一人ひとりが取り組まなければならない課題です。

しかしながら、いまなお結婚、就職などの問題を中心とする部落差別問題は依然として存在しています。部落差別問題は、単に知識として知っているだけでは何も解決しません。また、頭の中では分かっている、いざ身近なことになると心の底に眠っている差別意識が頭をもたげてきます。特に身内のこととなるとその行為は、顕著に表れてきます。

被差別部落の生活環境の改善については、狭隘な道路等の課題解決に向け、地域住民との話し合いを通じて実態を把握し、国や県の施策・制度の活用も図りながら取り組む必要があります。

雇用の促進と就労の安定は、生活の安定や心豊かな生活を営むうえで重要な課題です。関係機関等と連携した取組とともに、雇用主が部落差別問題をはじめとする人権問題について、正しい理解と認識のもと公正な採用選考や快適に働ける職場づくりに努めることなどが必要であり、そのための啓発にも努めなければなりません。

また、被差別部落の子どもたちの学力・進路保障については、その充実に向け、家庭と学校、行政が連携を深める必要があります。

ところで、村上市における部落差別問題の認知度は、市民意識調査の結果から、村上

市に部落差別問題が「ある」又は「あると思う」を合わせると63.2%と高く、市民の約3分の2に及びます。

具体的には、結婚問題において「結婚相手が被差別部落出身の人かどうか気になるか」は、30.5%が「気になる」と回答しています。また、親しく付き合っている人が被差別部落出身と分かっても「これまでと同じように付き合う」は90.1%であり、付き合いは普通にしていけるけれど、いざ身内の結婚となると認めたくないという意識が表れるようです。「気にならない」の66.2%の内「一番大切なのは結婚しようとする二人の問題だから」が59.7%でした。また「気になる」という人の理由として「自分はいいが、まわり（親、兄弟姉妹、親戚、近所の人など）がいろいろ言うてくるから」が72.1%でかなり高い数値となっています。

また、「自分自身が被差別部落出身者との結婚に反対された場合」について、一番多かったのは、「家族を説得して結婚する」が38.3%、次いで「自分の意思を貫いて結婚する」が32.9%でした。部落差別というものがどんなに理不尽なものか、誤った認識を正しく理解するということを目指し、啓発を進める必要があります。

さらに、「反対があれば結婚しない」と「絶対に結婚しない」が7.2%あり、本人の問題だけではなく、周りを取り巻く環境にも問題があると捉える必要があります。このことは、多くの人が「自分には関係ない問題だ」あるいは「そっとしておけば自然になくなる」などとして、部落差別問題に向き合うことなく、避けてきたからとも考えられます。市民意識調査において「そっとしておけば部落差別は自然になくなる」という意見に対し、「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」を合わせると56.7%でした。市民の部落差別問題に対する認識は、「何だかわからないけど昔からそう言われているから」、「当たり前だ」という誤った認識、そして、根底には「寝た子を起こすな」という認識を持っている人が多いといえます。

また、他人の戸籍や住民票の写しなどを職務上入手できる立場の者が、結婚相手の身元調査などに悪用するため、戸籍謄本を大量に不正取得するという事件も発生しています。

市民意識調査においては、「部落差別問題は、難しい問題なので関わらない方がよい」という意見に対して、「そう思わない」、「どちらかといえばそう思わない」を合わせると約50%であり、難しい問題なので避けていこうという人たちよりも、避けて通れないことだと考える人たちも半数いるという結果になっています。しかし、難しい問題なので関わらない方がよいという意見に「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」という

回答も16.9%ありました。これらの背景には、偏見や思い込みなどから、被差別部落などを「避けたい」、「関わりたくない」という意識が根強く残っていることが伺えます。また、部落差別問題に対する理解を妨げる問題の一つとして、「えせ同和行為」が依然としてなくならないという状況もあります。

部落差別問題の誤った認識を早急に解消させるためには、一人ひとりが正しく理解するための教育・啓発が大切です。特に、将来を担う子どもたちには、正しく伝えていかなければなりません。

差別は、差別「する側」の問題であり、差別する側の意識を変えるということは簡単ではありませんが、継続的な教育・啓発が重要になります。「部落差別問題の解決には教育や啓発が大切」という意見に対して、「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」を合わせると70%の人たちが教育や啓発が大切だと考えています。いろいろな教育・啓発・研修を行っていけばこそ、おかしいことに気づき、指摘してくれる人たちが増えていきます。その結果、市民の人権意識が変わっていくものと思います。そして、人間が人間を差別しない、みんな平等で明るく幸せな社会を実現するためには、お互いの人権を尊重する心を一人ひとりが持つことが大切です。

【施策の推進】

- ① 偏見や差別意識の解消に向けて、関係機関や各種団体等と連携し、部落差別問題に対する正しい認識と理解を深める取組を推進します。
- ② 部落差別問題の理解を深めるため、人権講演会や公民館などの講座で人権教育、同和教育を推進します。
また、講演会や講座等の開催については、広報誌やホームページ等での周知に努めます。
- ③ 相談窓口について広報等により周知するとともに、人権侵害行為が発生した場合には、関係機関・団体と連携し速やかな解決に努めます。
- ④ 部落差別問題の中でも深刻な問題の一つである結婚における差別問題で、特に身内の結婚になると差別意識が表れることについて、その解消に向けた啓発に努めます。
- ⑤ えせ同和行為は部落差別問題に対する誤った意識を植え付けるだけでなく、部落差別問題の解決を妨げる要因であることから、排除に向けた啓発等を推進します。
- ⑥ 生活環境について、地域住民との話し合いを通じて、国・県と連携しながら改善に努めます。

- ⑦ 生活の安定と向上を目指し、関係機関や人権団体と連携して雇用の促進に努めます。
- ⑧ 被差別や経済的困難等で学力の定着に関して支援が必要な子どもへは、学力・進路保障の場の提供に努めます。
- ⑨ 市職員を対象とした部落差別問題の研修会の開催や講座・研究集会等への参加に努めます。

6 外国籍住民の人権について

【現状と課題】

村上市には、2014年（平成26年）10月1日現在18か国、270人の外国籍の人が居住しています。外国籍住民も地域の一員として生活しているにもかかわらず、外国籍住民であるという理由だけで差別や不利益を受けることのないようにしなければなりません。言葉や生活習慣、文化や宗教などの違いから誤解や偏見が生まれ、さまざまな人権問題となって現れる可能性があります。これらは、相互理解が不十分であることに起因した問題でもあり、相互に理解を深め、人権を尊重し、共生していく社会を築いていくことが重要となっています。

外国籍住民の人権について、市民意識調査では、「わからない」が35.7%で最も多く、「特になし」11.6%や「外国籍住民については、あまり人権にこだわる必要はない」13.2%などで60%を超えており、関心の低さを表しています。「日本に居住する外国籍住民の人権を守るために必要と思われること」の回答では、「日本人が外国籍住民の事情を理解する」、「外国籍住民との交流の機会を増やす」、「日本人・外国籍住民ともにお互いの情報を提供する」が上位にきており、いずれも30%を超えています。宗教や習慣の違い、言葉の問題などを「理解する」ということは大切なことではありますが、そのためには、まずこの問題に関心を持ってもらう努力が必要となります。

また、学校においては、外国籍の児童生徒に対し、介助員の配置等で対応していますが、今後の状況によっては更なる充実を図る必要性も出てくるものと考えられます。

外国籍住民と日本人がお互いを尊重し合いながら共生できる社会を築くためには、私たち一人ひとりが、それぞれの文化や生活習慣を尊重し、多様性を受け入れていくことが大切です。さらには、外国籍住民に対する偏見や差別の解消に向けた啓発活動等の取組や地域の一員として尊重しあい、偏見や差別が生じないように努める必要があります。

ます。

【施策の推進】

- ① 外国籍住民の人権について、正しい理解と認識を広げるため、啓発に努めます。
- ② 異なる国籍や文化を持つ住民が、お互いを認め合い、差別や偏見を持たずに安心して暮らせるまちづくりを推進するために、異文化に親しむ機会や外国語の学習機会を提供します。
- ③ 外国籍住民に対し、丁寧な窓口対応や情報の提供に努めます。

7 インターネットによる人権侵害について

【現状と課題】

インターネットの急速な普及に伴い、その利用者は年々増加しています。インターネットが情報収集の手段からコミュニケーションの手段へと進展し、誰もが容易に不特定多数の人に対して、情報を発信できるなどの利便性が増す一方で、インターネット上での人権に関する問題も増えています。インターネット上では、匿名による書き込みが可能なことを悪用し、差別的な書き込みや誹謗中傷、プライバシーの侵害や無責任な噂、有害情報を不特定多数の人に発信するなど、さまざまな人権侵害の発生が社会問題となっています。

また、小・中学生などの利用も年々増加している中で、学校裏サイトなどにおける誹謗中傷の書き込みなど、子どもが加害者や被害者になり、トラブルに巻き込まれる事案も発生しています。

これらのインターネット上の有害な情報から子どもたちを守る対策としては、「フィルタリング」（有害サイトアクセス制限サービス）の活用などの方法もあります。

市民意識調査において、インターネットによる人権侵害については、若い年代ほど「人権侵害が起きている」と回答しており、20代では64.9%となっています。若い年代では、インターネットを利用する機会が多いと考えられることから、問題意識が高く、危険性も知っていると考えられます。インターネットによる人権侵害をなくすために効果的なこととしては、20代～40代の若い世代ほど「学校・会社における教育の徹底」

を強く望んでいますが、50代になると「テレビ・ラジオ・インターネットを通じた啓発」が効果的であると考えています。30代・40代は子どもが就学している年代であり、学校で効果的な指導を行ってほしいという思いがあると考えられます。

今日の社会に広く普及しているインターネットについて、利用者一人ひとりが正しい認識と理解を持ち、人権の視点に立った利用を心がけることで、インターネットを取り巻く環境をより便利で快適なものにしていく必要があります。そのためには、ルールやモラルを守り正しく利用することの大事さを啓発し、人権侵害をなくしていく必要があります。

【施策の推進】

- ① 利用上のルールやモラルを守り、人権を侵害するような情報をインターネット上に掲載しないよう啓発に努めます。
- ② インターネット上で差別の助長や名誉毀損など、人権を侵害するおそれのある書き込み等については、関係機関と協力して適切に対応します。

8 さまざまな人権問題について

(1) ハンセン病の問題

【現状と課題】

ハンセン病は、1873年(明治6年)、ノルウェーのハンセン医師が病の原因となる細菌を発見したことから名付けられた感染症の一種です。

国立感染症研究所によると、ハンセン病は、「らい菌」によって体の抹消神経が侵される感染症ですが、その感染力は極めて弱いため感染はしにくく、感染したとしても発症はまれということです。成人の場合は、日常生活の中で感染することはほとんどなく、また遺伝する病気でもありません。現在では、仮に発症しても治療法が確立されており、早期発見と早期治療により障がいを残すことなく完治する病気となっています。

しかし、ハンセン病に対する誤った認識から、1996年(平成8年)に「らい予防法」が廃止されるまで、長年にわたり患者を国立療養所に隔離する政策が取られるなど

したため、ハンセン病はとても怖い病気であるという誤ったイメージを人々に植え付けてしまいました。そのことが、偏見や差別意識を生む原因になり、結婚や就職を拒まれるなど、患者や元患者、その家族は多大な精神的苦痛を強いられてきました。

また、新潟県のハンセン病患者の発生状況が記録された1938年（昭和12年度）の資料が発見され、村上市にも患者の存在が記録されています。

このような状況の中、国は2001年（平成13年）6月にハンセン病患者・元患者の名誉回復及び福祉増進を図ることを目的とした「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」を施行しました。しかし、ハンセン病療養所の入所者であることを理由にホテルの宿泊を断られるという事件が起こるなど、現在でもハンセン病患者や元患者、その家族などに対する偏見や差別は根強く残っています。ハンセン病問題を解決するためには、わたしたち一人ひとりがハンセン病について正しく理解することが大切です。

【施策の推進】

- ① ハンセン病に対する理解の不足に基づく偏見や差別意識を解消するため、教育・啓発による正しい知識の普及に努めます。
- ② ハンセン病元患者への自立支援について、関係機関と連携をしながら、適切な対応に努めます。

(2) 新潟水俣病の問題

【現状と課題】

最初に水俣病の発生が確認されたのは1956年（昭和31年）で、熊本県の水俣湾周辺で発生したことから「水俣病」と呼ばれるようになりました。水俣病は、メチル水銀に汚染された魚介類を、反復、継続して食べることによって起きる中毒性の神経系疾患です。発生源は化学工場で、工場排水に含まれ排出されたメチル水銀が魚などに蓄積し、これを食べた住民が被害を受けました。その9年後の1965年（昭和40年）に全く同じ原因で同じ病気の発生が阿賀野川流域で確認され、新潟で起こったことから「新潟水俣病」となりました。

水俣病の主な症状としては、手足の感覚障害をはじめ、視野狭窄、運動失調、聴覚障害などが上げられます。発生当初は、原因がメチル水銀とわからなかったため「伝染病」や「タタリ」などと誤解され、被害者や家族は、周囲の心ない言葉や行動で

精神的にも深く傷つけられました。このように、新潟水俣病は地域住民に健康被害をもたらしただけでなく、被害者やその家族に対する病気を理由とした差別や偏見を生み、地域社会にも深刻な被害をもたらしました。被害者がこのような差別や偏見にさらされたのは、水俣病に対する啓発が不十分であったからとの指摘もあります。

また、被害者の中には、差別や偏見を恐れ病気を隠し続けたまま亡くなった人もいと言われており、正確な被害の実態は分かっていません。

県では、2009年（平成21年）に「新潟水俣病地域福祉推進条例」を施行しました。この条例により、新潟水俣病の被害者を社会全体で支え、県民一人ひとりが新潟水俣病への理解を深めるとともに、このような悲惨な公害が二度と繰り返されることなく、誰もが安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目指す取組が始まりました。

また、国では、2010年（平成22年）に施行した「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法」により、水俣病被害者の救済及び水俣病問題の最終解決に向けて行うべき取組などが定められました。

水俣病を完全に治す治療法はないことから、今なお、被害者の苦しみは続いています。水俣病患者等に対する偏見や中傷を解消し地域の再生融和を図るため、水俣病問題に対する正しい知識を広め、理解を深めていくことが必要です。

【施策の推進】

- ① 新潟水俣病に対する偏見や中傷がある一方で、無関心による問題の風化が懸念されていることから、正しい理解を深め、その経験と教訓を将来に伝える教育の推進や啓発の充実を図ります。
- ② 新潟水俣病患者に対する支援等について、関係機関と連携して取り組みます。

(3) 拉致問題

【現状と課題】

1970年代から1980年代にかけて、多くの日本人が不自然な形で行方不明になるという事件が発生しました。この事件の多くは、北朝鮮当局による拉致の疑いが濃厚であることが明らかになったことから、政府は、1991年（平成3年）以来、機会あるごとに北朝鮮に対して拉致問題を提起しました。北朝鮮側は否定し続けていましたが、2002年（平成14年）9月に行われた日朝首脳会談において公式に拉致を認め、同年10月に5人の拉致被害者の帰国が実現しました。しかし、政府は、2014年（平成26

年) 7月現在、17人を北朝鮮当局による拉致被害者として認定しており、他の被害者については未だに解決していません。このほかにも拉致された可能性を排除できない事案があります。

国連においては、2003年(平成15年)以来毎年、わが国が提出している北朝鮮人権状況決議が採択され、北朝鮮に対して、拉致被害者の即時帰国を含めた拉致問題の早急な解決を強く要求しています。

また、2005年(平成17年)の国連総会において採択された北朝鮮の人権状況に関する決議を踏まえ、北朝鮮当局による人権侵害問題に関する国民の認識を深めるとともに、国際社会と連携した実態の解明などを目的として、2006年(平成18年)に「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が施行されました。この法律では、地方公共団体の責務として、国と連携を図りつつ、拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題に関する国民世論の啓発を図るよう努めるものとしています。また、拉致問題等についての関心と認識を深めるため毎年12月10日から同月16日までを「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」と定め、国及び地方公共団体は、同週間の趣旨にふさわしい事業の実施に努めるものとしています。

北朝鮮当局による拉致は、わが国の主権及び国民の生命と安全に関わる重大な問題であり、国際社会を挙げて取り組むべき課題とされています。この問題の早期解決と帰還後の生活の安定等も含め、市民の関心と認識を深めていく取組が必要です。一方、在日韓国・朝鮮人児童・生徒に対する嫌がらせ、脅迫、暴行などの事件も発生しており、このような嫌がらせ等に対する防止の啓発も必要です。

【施策の推進】

拉致問題の早期解決に向け市民の関心と認識を深めるため、関係機関等と連携した啓発を行います。

(4) その他の人権問題

【現状と課題】

○ HIV感染者

HIV感染症は、進行性の免疫機能障害を特徴とする疾患であり、HIVによって引き起こされる免疫不全症候群のことをエイズ(AIDS)と呼んでいます。エイズ

は、1981年（昭和56年）に世界で最初の症例が報告され、わが国においても1985年（昭和60年）に最初の患者が発見されました。

エイズ患者を含むH I V感染者に対しては、正しい知識や理解の不足から偏見や差別意識が生まれています。そのことが原因となって、医療現場における診療拒否、就職拒否や職場解雇、アパートへの入居拒否など、社会生活のさまざまな場面で人権問題となって現れています。しかし、エイズの原因であるH I Vは、感染力がそれほど強くなく、正しい知識に基づいて日常生活を送る限り、いたずらに感染を恐れる必要はないことから、正しい知識や理解を深める取組が必要です。

○ 東日本大震災に起因する人権問題

2011年（平成23年）3月11日に発生した東日本大震災及びそれに伴う福島第一原子力発電所の事故は多くの人命を奪い、被害を受けた人たちは避難生活や他地域への移住を余儀なくされています。

この災害では、根拠のない思い込みや偏見で原発事故による避難者がホテルの宿泊を拒否されたり、小学生が避難先の小学校でいじめられたりする人権侵害が起きました。

風評に惑わされない冷静な判断ができるようにするとともに、災害や放射性物質の影響について正しく理解し、人権侵害を発生させないよう人権教育・啓発を推進する必要があります。

○ 犯罪被害者等の人権

犯罪被害者やその家族は、犯罪行為により生命、身体または財産に対して直接的な被害のみならず、その後遺症に苦しんでいます。それにも関わらず、追い打ちをかけるように、興味本位の噂や心ない中傷などにより、名誉が傷つけられたり、私生活の平穏が脅かされたりするなどの被害を受けることも少なくありません。犯罪被害者等の権利利益の保護が図られる社会の実現が求められています。

○ 刑を終えて出所した人の人権

刑を終えて出所した人に対する偏見や差別により、本人に更生の意欲があっても、就職に際しての差別や住居等の確保が困難など、現実には厳しい状況にあります。

また、本人のみならずその家族や親族も、地域社会や職場、学校などで差別的な扱いを受けることがあります。刑を終えて出所した人が、真に社会復帰を実現し、地域社会の一員として円滑な社会生活を営むためには、本人の強い更生意欲とともに

に、地域社会等の理解と協力が必要となります。刑を終えて出所した人に対する偏見や差別をなくし、同じ社会の一員として迎える姿勢が求められます。

○ その他の人権問題

人権問題は、これまで取り上げてきた分野別の人権のほかにも、アイヌの人たちの人権問題や性的マイノリティ（性同一性障害・性的指向等）など、私たちの身の回りにはさまざまな人権問題が存在しています。

また、多様化する現代社会の中で、新たに生じる人権問題もあります。市民一人ひとりが人権問題を自らの課題として捉える必要があります。

【施策の推進】

- さまざまな人権問題を単に知識として理解しているだけでなく、人権への配慮がその態度や言動に自然と現れるような人権感覚が身に付くように啓発活動の推進に努めます。